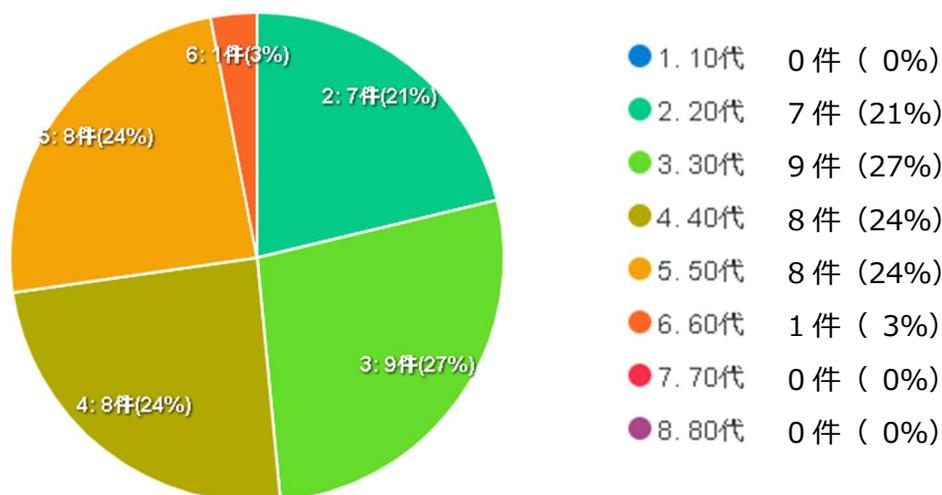


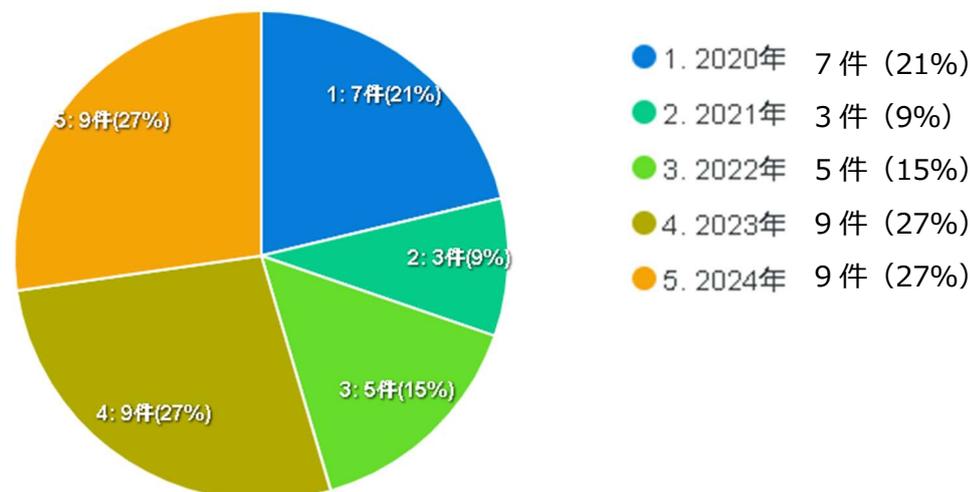
令和6年度浜松市パートナーシップ宣誓制度アンケート調査（過去宣誓者）

調査期間	令和7年2月17日（月）～3月2日（日）
調査対象者	令和2年4月1日から令和6年12月31日までの宣誓者のうち宣誓書裏面の確認書のメールアドレス欄に記入をしている人（返還届出者を除く）
対象人数	132人（宣誓者数190人）
調査方法	メールで案内し、インターネット回答
アンケート回答数	33件（回答率：25%）
データについて	比率はすべて百分率で表し、小数点以下第1位を四捨五入して算出した。そのため、比率の合計が100%にならないことがある。

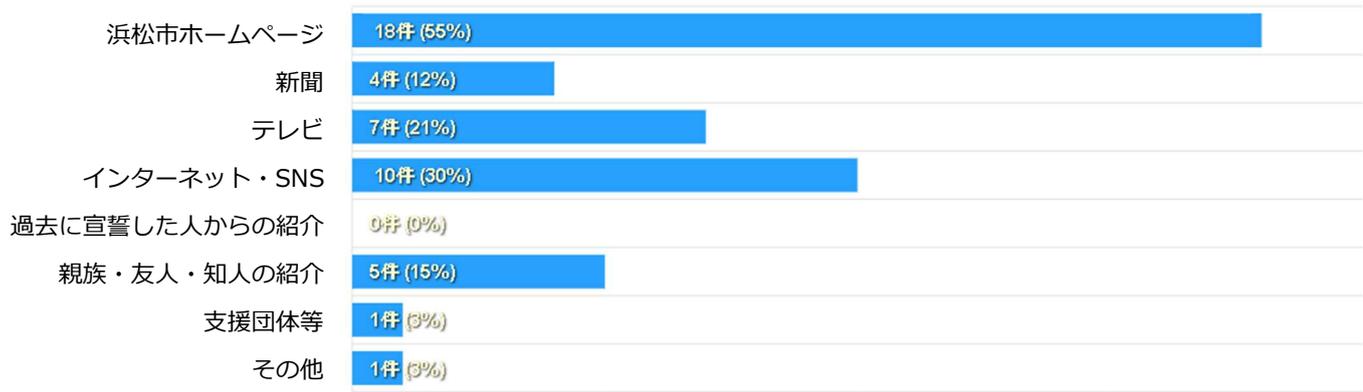
■質問1 年代を教えてください。 n=33



■質問2 宣誓した年を教えてください。 n=33

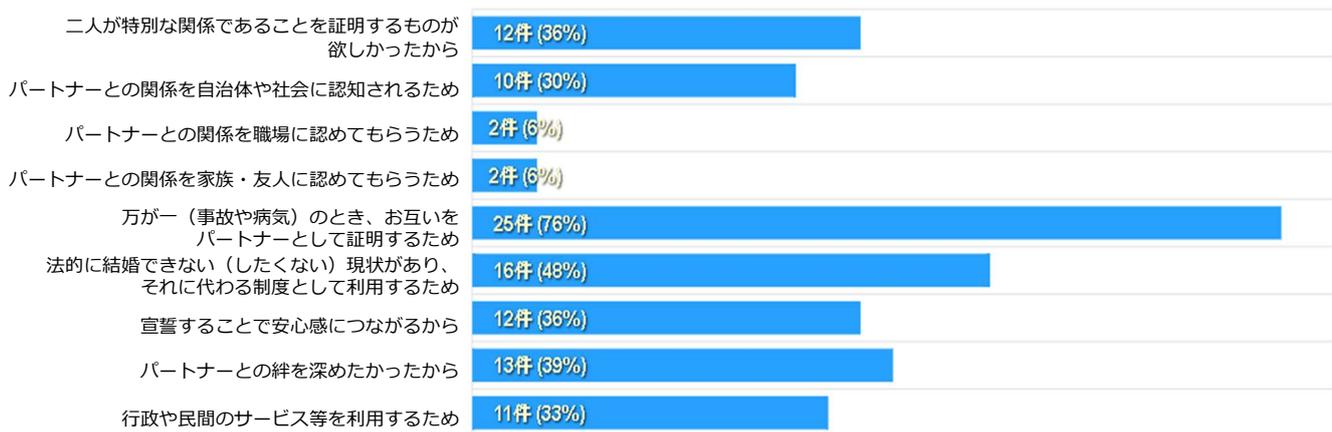


■質問3 パートナーシップ宣誓制度を何で知りましたか。(複数選択可) n=33

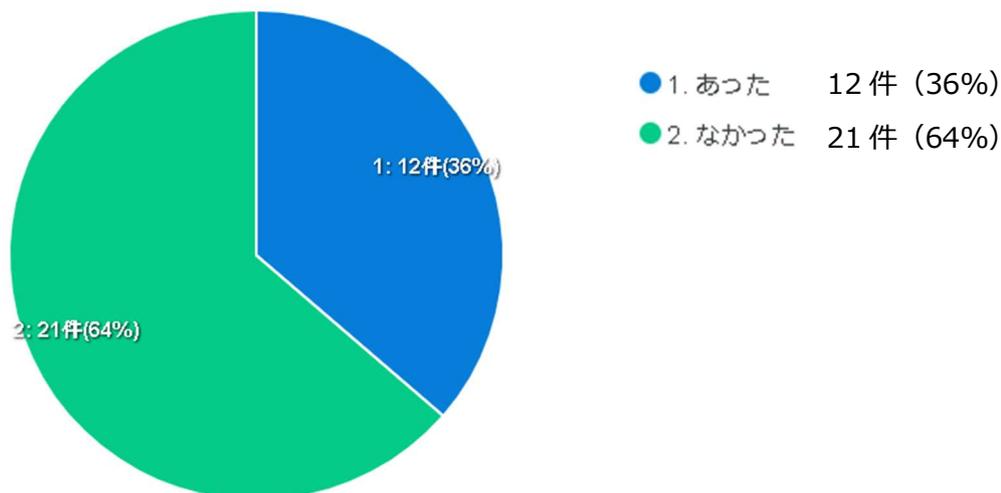


▽その他・・・パートナーから

■質問4 宣誓しようと思った理由を教えてください。(複数選択可) n=33



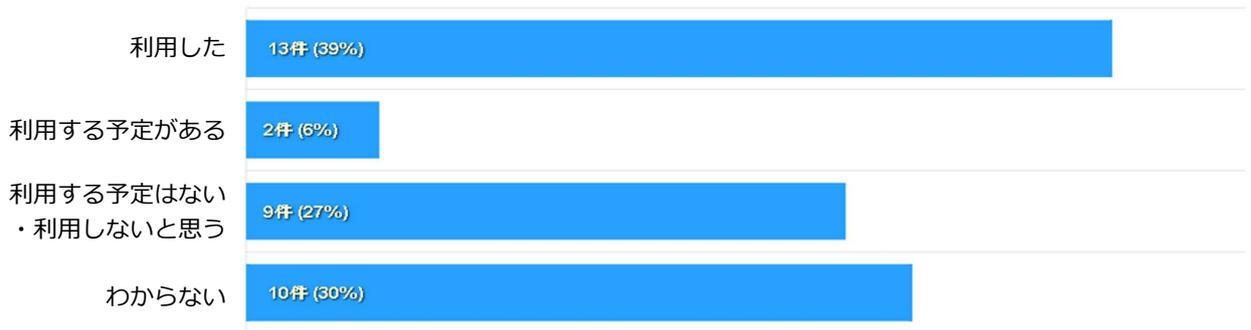
■質問5-1 宣誓をしたことで、パートナー、家族・友人、職場等との関係に変化はありましたか。 n=33



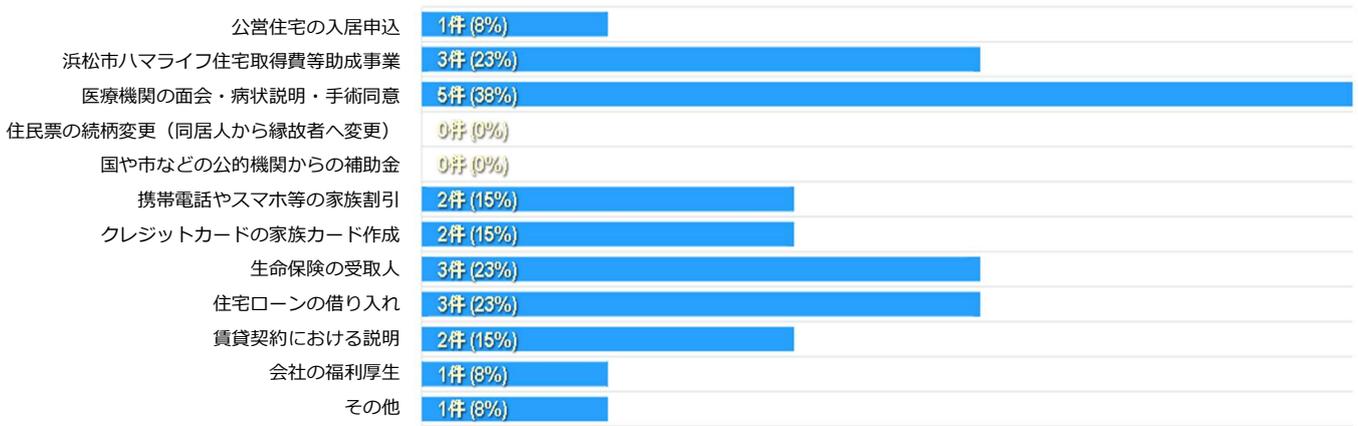
■質問 5-2 (質問 5-1 であったと回答した方) どのような変化がありましたか。

- ・絆が深まった。(2 件)
- ・家族にパートナーとの関係を伝えることができた。
- ・職場などでパートナーと伝えれば関係性が伝わりやすくなった。
- ・職場にてパートナー宣言をすることにより結婚している人と同じ待遇を受けることができた。
- ・パートナーシップで一緒になったと伝えることが出来た。同じ職場なのでお祝い金を会社から頂けた。絆も深まったが出来れば早く結婚したい。
- ・周りから、夫婦同然に扱ってもらえるようになった。※宣誓を機に、結婚(事実婚)したと報告しているため。
- ・周りの人達に関係を認知してもらえた。よりパートナーとの絆、つながりが強くなった。
- ・まわりにパートナーとの関係を伝えることができた事で変な噂を立てられることなく堂々と一緒に場に出られるようになった。
- ・法律婚が出来ないことを、パートナーと共に悩む日々を送っているが、パートナーシップの宣誓をしたことによって僅かに心が軽くなった感じがある。
- ・証明できるものがある安心感。

■質問 6 パートナーシップ宣誓書受領証・受領カードを利用した、または利用する予定はありますか。(複数選択可) n=33



■質問 7 (質問 6 で利用したと回答した方) 利用したサービスは何ですか。(複数選択可) n=13



▽会社の福利厚生・・・結婚祝金・提携施設の利用補助

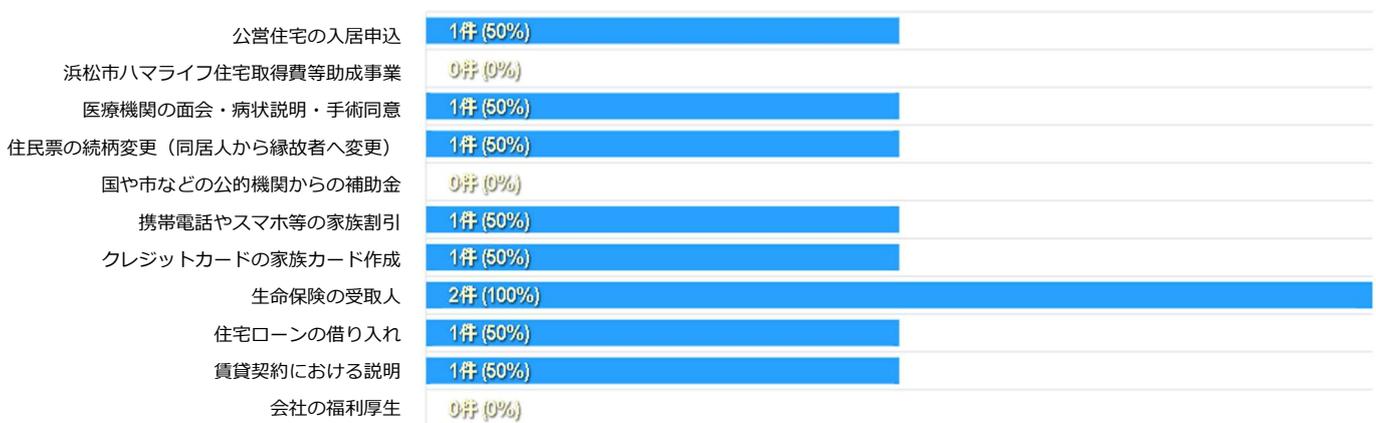
▽その他・・・車の保険の家族限定

■質問 8 利用してみてどのような感想を持ちましたか。

- ・認められて嬉しかった。
- ・パートナーシップの証明を活用して受けられる家族のサービスなどがあり、同性同士なので今までできたら良いと思っていたことができるようになりパートナーシップを組んで良かった。
- ・家族になったという感じがした。でも結婚とは違うからそこが辛い時がある。結婚とは違うから受け入れてもらえない書類も沢山あるから。
- ・サービスが利用できてホッとした。
- ・パートナーシップの宣誓があるというだけで、自分たちのことを説明するのに悩む必要がなくて良かった。
- ・一緒に住むのにとっても助かった。
- ・大いに助かっている。日常生活を送る上では事実婚でもなんの不便もなく、後日、夫が緊急搬送され、妻を名乗って付き添ったとき、社会的に家族として認められることの絶大な効力を初めて感じた。そして選択的夫婦別姓と同性婚の実現を望む気持ちもより強くなった。
- ・パートナーシップのおかげでハマライフを活用する事ができた。住宅がより過ごしやすくなり、とても嬉しかった。
- ・婚姻届を提出した人と同等の優遇が得られることに対して、この制度を利用して良かったと感じている。その反面、まだこの制度を知らない人も多く存在しており、より多くの人に認識してもらえればとも感じている。
- ・パートナーシップ宣誓制度を利用した1つに生命保険の受取人をパートナーに変更したかったためだが、宣誓書を提示し、内容も説明したが宣誓書や受領カードでは手続きできなかった。保険会社（担当者）がこの制度について知らなかった。とても残念だったし、受取人を変更できずに困っている。大手の会社や病院や企業でも知られていないと感じた。また、この制度を利用するのは同性婚の方達だけとおもっている人がほとんどだった。選択的夫婦別姓の制度がないために困っている人も利用していることが知られていない。

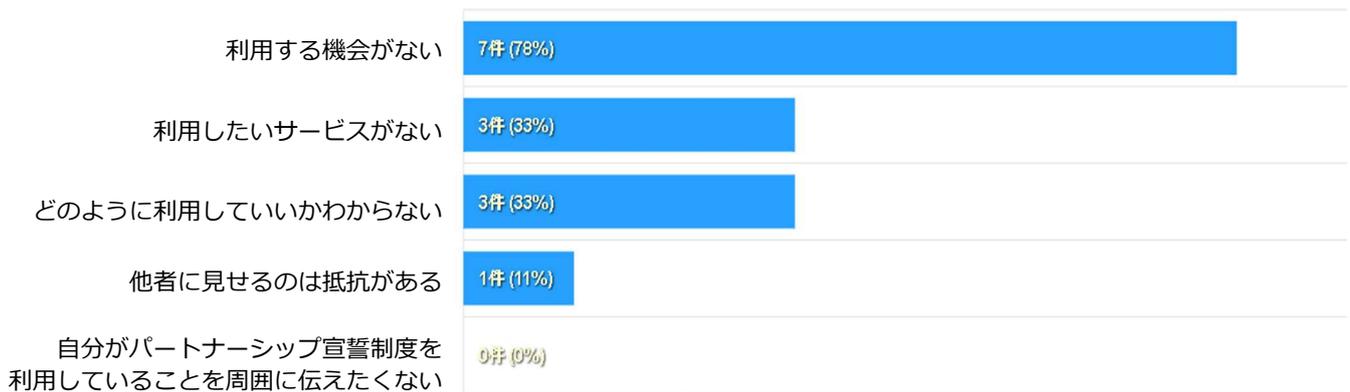
■質問 9 (質問 6 で利用する予定があると回答した方) 利用する予定のサービスは何ですか。

(複数選択可) n=2



■質問 10 (質問 6 で利用する予定はない・利用しないと思うと回答した方) あなたが、パートナー

シップ宣誓書受領証・受領カードを利用する予定はない・利用しないと思うのはどうしてですか。(複数選択可) n=9



■質問 11 今後、パートナーシップ宣誓制度に関連して、行政や民間に導入してほしいサービスがあれば教えてください。

- ・国民健康保険、扶養
- ・現在は簡易的なカードなのでもう少し免許証やマイナンバーカードのような頑丈なカードにしてもらえると持ち運びやすい。扶養など公的に認められるようになればうれしい。
- ・扶養家族になれる。生命保険の受取人になれる。遺産相続の対象。一般的な夫婦と同等の行政サービス。
- ・生命保険などの受け取りが出来るようにしてほしい。
- ・パートナーシップ宣誓制度受け入れ病院の拡大、共同親権に相当する権利の保証(子の銀行口座開設等)
- ・できるだけ結婚と同じにしてほしい。
- ・結婚しかない。とにかくちゃんとした家族になりたい。
- ・男女の婚姻を結んでいる人たちが受けられる同等のサービスをこちらでも受けられるようにしてほしい。
- ・もう少し男女間の結婚に近い内容に近づければ良いかと思います。今の日本全体のLGBTQへの取り組み方は興味を掻き立てるだけで、方向違いが目立ちます。
- ・公的に家族として同様にサービスを受けられるようにしてほしい。
- ・移住して気に入ったので浜松市に家を建てようと思ったが、結局別姓のままではペアローンが組めず泣く泣く入籍した。どの銀行でも、宣誓書では正式書類と認めて貰えず入籍が必須のようだった。(ペーパー離婚するよりは前向きな別姓制度実現を待っている状態。)
- ・パートナーシップ宣誓をしている人を対象にした法律相談の場を知りたい。例えば、どちらかが亡くなった際の財産分与についての相談(遺言書作成など)や、子供がいる場合にどちらかが亡くなった時、どのように育てていけば良いのか(血のつながりが無い場合、ある場合など)、婚姻関係がない人特有の悩み相談の場があったらいいと思う。公にそういった相談に強いです、特化しています、と発信しているところは少ないと思うので、パートナーシップ宣誓をした際にこの事務所ではそういった面

に特化してますよ、などのチラシなどももらえたらいいなと思った。

- ・LGBTの人々にも異性カップルと同じ権利を与えるため、法律婚に発展させるべき。私たちは同じ税金を払い、社会で同じ義務を果たしている。だからこそ、同じ権利を受けるに値する。例えば、パートナーにビザを与えられることや、家族として認められることなどが挙げられる。
- ・様々なサービスがあれば積極的に利用したい。(魅力的な) 今、どんなサービスがあるのか分からりづらい。行政、民間にも制度普及拡大してもらえると助かる。
- ・現状のサービスで大卒満足している。

■質問 12 浜松市パートナーシップ宣誓制度について、ご意見やご要望があればご記入ください。

- ・夫婦別姓での婚姻が認められていない現在では非常に良い制度だと思っている。また、法的に婚姻届けが認められていない方にも有効な制度だと思っていますので、今以上に一般の方にも周知して頂けるよう、活動して頂けると幸いです。
- ・この制度を知っている企業や病院ではあたたかくスムーズに対応してもらえた。嬉しかった。知らない会社や企業、病院などまだまだあるので周知されるといい。
- ・パートナーシップ制度を宣誓したことで生活の中で円滑に手続きができることが多くなり、当事者同士も婚姻関係ではないが繋がりを感じられるので組んでよかった。浜松市でパートナーシップ制度を導入していただけてありがたい。
- ・いざという時のために、パートナーによる医療行為の同意を受け入れる病院が増えるよう、働きかけをお願いしたい。
- ・これはLGBTの権利において前進だが、まだ多くの調整が不足している。例えば、もし私たちが県を変更する場合、たとえその県がパートナーシップを認めていたとしても、手続きをすべてやり直さなければならない。これは公平ではない。
- ・パートナーシップがあるのはとてもありがたい。全く認められていないわけではないから。出来ればもっとパートナーシップについて沢山のの人に（行政は特に）知ってもらえたらと思う。まだまだ説明に時間がかかるときがあるから。
- ・まだまだ現制度を知らない市民が多く感じる。周りにもこんな制度があったんだと驚かれる事が多々あるので、もっとアピールする場所や方法を提示し実施して行って欲しい。
- ・本来ならば法律婚が可能になるのが理想ですが、それまでの代替としてかなり有難い制度だと思っている。切実に感謝しているし、必要としている。私が真に求めているのは法律婚の合法化であり、パートナーシップ制度だけでは様々な面(相続など)において不十分である。ですが、それでも市が出来うる範囲で、我々のような人達に寄り添うとしてくれているという事実を、この上なく嬉しいと思っている。
- ・事実婚の夫婦（異性カップル）です。宣誓日に世帯合併の手続きも行ったのですが、窓口で「パートナーシップの場合、続柄を『妻（未届）』にすることはできないのでは？」と確認が入り、数十分の待ち時間が発生しました。「縁故者」以外のケースをご存じなかったようです。UD・男女共同参画課以外のご担当者様にも制度について周知いただけますと幸いです。もう1年以上経ちましたので現状は変わっているかもしれません。結果的に続柄は無事に変更され、真摯にご対応いただいたことに感謝しております。

- ・ 正規書類としての法的拘束力がもう少しあったらいいなと思う。浜松の銀行であればパートナーシップ宣誓書でペアローンが組めるとなると、一気に移住先としての人気が出ると思う。（調べが追いついていませんがもう出来るのでしょうか？）夫が泣く泣く苗字変更してくれて入籍したが、選択的夫婦別姓制度が施行されるならやはり戻したい。
- ・ パートナーシップ宣誓制度のおかげで、充実した生活を送れています。ありがとうございます。
- ・ 一昨年、我々二人が申請した時に対応してくださった職員の方には感謝しております。丁寧な対応をしてくださったので。ありがとうございました。